

## 鹿沼市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、鹿沼市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者
- (3) 関係団体から推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有する者

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

### (会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

○子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく子ども・子育て会議の役割

次の事項に関し、市に意見を述べることを役割とする。

○特定教育・保育施設（施設型給付を受ける保育所、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関する事。

○特定地域型保育事業（地域型保育給付を受ける小規模保育や事業所内保育等の事業）の利用定員の設定に関する事。

○鹿沼市子ども・子育て支援事業計画の策定および変更に関する事。

○鹿沼市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議する事。